

3 せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売要領（水産物部）

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者（水産物部）が行うせり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売（以下「先取り」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 先取り物品の数量

先取りを行うことができる物品の数量（いわゆる「太物」を除く。）は、鮮魚のうち各卸売業者ごとに別表のとおりとする。

2 先取り物品の価格

先取りを行った物品の価格は、その物品の品目及び等級と同一の物品で、当日、市場においてせり売又は入札の方法により卸売をした物の最高価格又はこれを基準として定めた価格によらなければならない。

3 先取りの時間及び物品の引き取り

- （１）先取りは、せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前１時間までの間において行うものとする。
- （２）先取りによる物品を買い受けた者は、その物品をせり売又は入札の方法による卸売開始時刻前に引き取らなければならない。この場合において、物品の選択をしてはならない。

4 店頭販売の禁止

先取りによる物品を買い受けた仲卸業者は、その物品を店頭において販売してはならない。

5 せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売許可申請書の提出期限等

せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売許可申請書は、先取りを行おうとする時に２部提出しなければならない。

6 明 示 方 法

卸売業者は、先取りを行ったときは、その物品の販売原票及び売渡票に、その旨を記載しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和５４年６月１３日から実施する。

附 則 この要領は、平成元年１１月１日から施行し、施行日以後の申請に係る分から適用する。

附 則 この要領は、平成４年１０月１０日から実施する。

附 則 この要領は、平成１２年４月１日から実施する。

附 則 この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則 この要領は、平成２９年５月１日から施行する。

(別 表)

部 門	数 量
青 物	品目、規格別に、当日せり売又は入札の方法により卸売するものの数量の100分の40以内とする。 ただし、せり売又は入札の方法により卸売するものの数量が10個以内のものについては、先取りをしてはならない。
一 般 物	品目、規格別に、当日せり売又は入札の方法により卸売するものの数量の100分の30以内とする。 ただし、せり売又は入札の方法により卸売するものの数量が10個以内のものについては、先取りをしてはならない。
近 海 物	同 上